

第 1 0 3 回安来市議会定例会

(令和 6 年・令和 7 年)

3 月定例会議議案

(条例関係等) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 2 7 号	安来市議会政務活動費の交付に関する条例及び安来市議会基本条例の一部を改正する条例制定について	1～9
議第 2 8 号	安来市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議第 3 0 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	11～14
議第 3 1 号	安来市お試し住宅条例の一部を改正する条例制定について	15
議第 3 2 号	安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	16～35
議第 3 3 号	安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	36
議第 3 4 号	安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	37～44
議第 3 5 号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	45～48
議第 3 6 号	安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について	49～103
議第 3 7 号	安来市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例制定について	104
議第 3 8 号	安来市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例制定について	105
議第 3 9 号	安来市健康増進施設夢ランドしらさぎ条例の一部を改正する条例制定について	106～110
議第 4 0 号	安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	111～113
議第 4 1 号	安来市介護予防拠点施設ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例制定について	114・115
議第 4 2 号	安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	116・117
議第 4 3 号	安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の一部を改正する条例制定について	118・119
議第 4 4 号	安来市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	120
議第 4 5 号	安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について	121～124
議第 4 6 号	安来市水道法施行条例の一部を改正する条例制定について	125～128
議第 4 7 号	安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	129・130
議第 4 8 号	安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	131
議第 4 9 号	安来市過疎地域持続的発展計画の変更について	132・133
議第 5 0 号 議第 5 1 号	市道路線の認定について 市道路線の変更について	134～137

第1条関係（安来市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

（改正部分）

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、安来市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における<u>議員</u>に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 政務活動費は、安来市議会の<u>議員の職にある者(以下「議員」という。)</u>に対して交付する。 (交付額及び交付の方法) 第3条 <u>議員</u>に対する政務活動費の上限額は、各月1日(以下「基準日」という。)に<u>在職する議員</u>に対し、<u>月額2万円</u>とする。 ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、4月から任期満了の日の属する月までの月数をもとに算定する。 2 政務活動費は、議員が必要と認めた場合に、第5条第2項に定める別表に基づき概算により市長に対し、議長を経由して申請しなければならない。 3 [略] 4 年度の途中において議員となった者<u>に</u>に対しては、議員となった日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)から政務活動費の上限額の算定対象とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、安来市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における<u>会派</u>に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 政務活動費は、安来市議会における<u>会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)</u>に対して交付する。 (交付額及び交付の方法) 第3条 <u>会派</u>に対する政務活動費の上限額は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額2万円を乗じて得た額とする。 ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、4月から任期満了の日の属する月までの月数をもとに算定する。 2 政務活動費は、会派が必要と認めた場合に、第5条第2項に定める別表に基づき概算により市長に対し、議長を経由して申請しなければならない。 3 [略] 4 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された<u>日</u>の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)から政務活動費の上限額の算定対象とする。

5	基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった	5	基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月を政務活動費の上限額の算定対象としない。
	（議員でなくなった場合の政務活動費の返還）		（所属議員数の異動に伴う調整）
第4条	政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなった場合であって、既に交付した政務活動費の額が議員でなくなった日の属する月（その日が基準日に当たった場合は、前月）までの月数に基づいて算定した上限額を上回るときは、議員は、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たった場合は、当月）の末日までに	第4条	政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じたときは、異動が生じた
	、当該上回る額を返還しなければならない。		翌月（その日が基準日に当たった場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した上限額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。
	（政務活動費を充てることができる経費の範囲）	2	政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、既に交付した政務活動費の額が、解散の日の属する月までの月数を対象に算定した上限額を上回るときは、会派は、当該上回る額を速やかに返還しなければならない。
第5条	政務活動費は、議員が行う研究研修、調査、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。		（政務活動費を充てることができる経費の範囲）
2	〔略〕	第5条	政務活動費は、会派が行う研究研修、調査、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。
	（収支報告書の提出）	2	〔略〕
			（経理責任者）
		第6条	会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。
			（収支報告書の提出）

<u>第6条</u> 政務活動費の交付を受けた<u>議員</u>は、別記様式により、領収書等の写し又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。	<u>第7条</u> 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書等の写し又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。
2 〔略〕	2 〔略〕
3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなつた<u>日から30日以内</u>に収支報告書を提出しなければならない。	3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であつた者は、<u>解散の日から30日以内</u>に収支報告書を提出しなければならない。
(政務活動費の返還)	(政務活動費の返還)
<u>第7条</u> 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。	<u>第8条</u> 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。
(収支報告書の保存及び閲覧)	(収支報告書の保存_____)
<u>第8条</u> 議長は、<u>第6条第1項</u>の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。	<u>第9条</u> 議長は、<u>第7条第1項</u>の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
2 <u>何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</u>	2 <u>何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</u>
(透明性の確保)	(透明性の確保)
<u>第9条</u> 議長は、<u>第6条第1項</u>の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。	<u>第10条</u> 議長は、<u>第7条第1項</u>の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。
2 〔略〕	2 〔略〕
(委任)	(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表(第5条関係)

項目	内容
研究研修費	議員が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は 他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広聴費	議員が住民からの市政及び議員の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費
事務費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第5条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は 会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費
事務費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費

第2条関係 (安来市議会基本条例の一部改正)

(改正部分)			
		改 正	前
(政務活動費)			
第12条 政務活動費は、議員による政策研究等に資するため交付するものとする。			第12条 政務活動費は、会派による政策研究等に資するため交付するものとする。
2 議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。			2 会派は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

3 <u>議員</u>は、公正性、透明性等の観点から、政務活動費に係る収支報告を市議会ホームページ等で公開しなければならない。	3 <u>会派</u>は、公正性、透明性等の観点から、政務活動費に係る収支報告を市議会ホームページ等で公開しなければならない。
--	--

【改正後】

別記様式（第6条関係）

年 月 日

安来市議会議長 様

議員名

（記名押印又は署名）

年度政務活動費収支報告について

安来市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議員名

今年度交付上限額_____円

1 収 入

政務活動費_____円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
研究研修費		
調 査 旅 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 聴 費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額_____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

【改正前】

別記様式（第7条関係）

年 月 日

安来市議会議長 様

会派名

経理責任者

（記名押印又は署名）

年度政務活動費収支報告について

安来市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

今年度交付上限額_____円

(_____円× _____人× _____ヶ月)

(_____円× _____人× _____ヶ月)

(_____円× _____人× _____ヶ月)

1 収 入

政務活動費_____円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
研究研修費		
調 査 旅 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 聴 費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額_____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 [略] 2～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報という。 11～13 [略]	(定義) 第2条 [略] 2～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報という。 11～13 [略]

議第30号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定
について 説明資料

総務部総務課

○懲役・禁錮の現状と、創設する拘禁刑の概要

1 刑法改正

(1) 現行条文

(懲役)

第12条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、1月以上20年以下とする。

2 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。

(禁錮)

第13条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、1月以上20年以下とする。

2 禁錮は、刑事施設に拘置する。

(2) 改正後条文

(拘禁刑)

第12条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、1月以上20年以下とする。

2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

第13条 削除

2 概要

【現 状】		【改正後】	
懲役	○刑事施設に拘置 ○刑務作業の義務 ○作業に一定の時間を割かなければならず、再犯防止に必要な指導などの時間が限られる		拘禁刑
禁錮	○刑事施設に拘置 ○刑務作業の義務なし ○「何もせずに過ごすのが苦痛」といった理由で8割以上が本人の希望で作業に従事（令和5年犯罪白書より）		
		○刑事施設に拘置 ○刑務作業を行わせることができるし、改善指導を行うこともでき、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導・教育を柔軟に組み合わせた処遇を実施することが可能	

第1条関係（安来市職員の給与に関する条例の一部改正）

（改正部分）

改 正 後	改 正 前
第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第24条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕	第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁こ</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁こ</u> 以上の刑に処せられたもの 第24条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁こ</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) ・ (3) [略] 4～6 [略]	3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁こ</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) ・ (3) [略] 4～6 [略]
--	--

第2条関係 (安来市消防団条例の一部改正)

(改正部分)	
改 正 後	改 正 前
(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) ・ (3) [略]	(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) ・ (3) [略]

第3条関係 (安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部改正)

(改正部分)	
改 正 後	改 正 前
(退職報償金支給の制限)	(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。	第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。
(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者	(1) <u>禁固</u> 以上の刑に処せられた者
(2)～(5) [略]	(2)～(5) [略]

第4条関係（安来市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正）

（ 改正部分）

改	正	後	改	正	前
第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

改 正 後	改 正 前
(使用の許可) 第4条 [略] 2 お試し住宅を使用することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1)・(2) [略] (3) 過去にこの条例によりお試し住宅を使用したことがない者。ただし、特段の事情がある場合は、<u>1回に限り、再度の使用を認めるものとする。</u> (使用期間) 第5条 お試し住宅の使用期間は、3日以上<u>30日以内</u>とする。 2 お試し住宅は、その使用期間を延長することができない。	(使用の許可) 第4条 [略] 2 お試し住宅を使用することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1)・(2) [略] (3) 過去にこの条例によりお試し住宅を使用したことがない者。ただし、特段の事情がある場合を除く 一。 (使用期間) 第5条 お試し住宅の使用期間は、3日以上<u>90日以内</u>とする。 2 お試し住宅は、その使用期間を延長することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、<u>1回に限り、使用期間の延長を認めるものとする。</u>

議第 3 2 号

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について 説明資料

総務部人事課

1 改正概要

(1) 「地方公務員の育児休業に関する法律」に定める育児短時間勤務に係る条例委任事項を定める。

①育児短時間勤務制度

小学校に入学するまでの子を養育する職員に、希望する日及び時間帯において、常勤職員のまま育児のための短時間勤務を認める制度

②主な条例委任事項

- ・ 育児短時間勤務をすることができない職員
- ・ 育児短時間勤務の勤務の形態（期間、日、時間帯）の承認請求
- ・ 育児短時間勤務をしている職員についての給与の支給に関する特例 等

(2) 令和 6 年人事院より示された「仕事と生活の両立支援の拡充」について、国家公務員の措置との権衡を図る。

①超過勤務の免除の見直し

対象となる職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大

②介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化

- ・ 仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認
- ・ 職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）

2 改正する条例

- ・ 安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 3 9 号）
- ・ 安来市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 4 0 号）
- ・ 安来市職員の給与に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 5 4 号）
- ・ 安来市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年安来市条例第 8 号）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第32号

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について 説明資料

総務部人事課

第1条関係（安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

（ 改正部分）

改 正 後	改 正 前
(1週間の勤務時間) 第2条 〔略〕 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。	(1週間の勤務時間) 第2条 〔略〕
3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 〔略〕
6 任命権者は、職務の特殊性その他の事由により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。	4 任命権者は、職務の特殊性その他の事由により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等</u>については<u>要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>
2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務等</u>については1週間ごとの期間について、当該<u>育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>
3 [略] 第4条 [略]	3 [略] 第4条 [略]
2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の<u>週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日</u>を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由(育児短時間勤務職員等にあつては、当該<u>育児短時間勤務等の内容</u>)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時	2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の<u>週休日</u>を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由により、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員により、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日

間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上<u>の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日</u>を設ける場合には、この限りでない。	を設ける場合には、 この限りでない。
(正規の勤務時間以外<u>の時間</u>における勤務)	(正規の勤務時間以外<u> </u>における勤務)
第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める<u>継続的な勤務</u>をすることを命ずることができる。	第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める<u>継続的な勤務</u>をすることを命ずることができる。
2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外<u>の時間</u>において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。	2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外<u>の時間</u>において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。
3 [略]	3 [略]
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の3 [略]	第8条の3 [略]
2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのでき	2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのでき

ない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

略 3

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子

のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして市長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子

_____のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、

ない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 [略]

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属する場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、

市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
5 〔略〕	5 〔略〕
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。	第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前再任用短時間勤務職員	(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前再任用短時間勤務職員
を超えない範囲内で規則で定める日数)	を超えない範囲内で規則で定める日数)
(2) 〔略〕	(2) 〔略〕
(3) 当該年の前年において地方公営企業の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、安来市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくはその他の法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。)であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数	(3) 当該年の前年において地方公営企業の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、安来市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくはその他の法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。)であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕
(介護休暇)	(介護休暇)
第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係	第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の2第1項において「配偶者等」という。)<u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)</u>の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)<u>内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u>	と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)</u>の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)<u>内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u>
2・3 〔略〕 (病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)	2・3 〔略〕 (病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)
第16条 〔略〕 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)<u>その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	第16条 〔略〕
2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)<u>において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> (勤務環境の整備に関する措置)	
第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう<u>にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施	

(2) <u>介護の面立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護の面立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>					
第2条関係（安来市職員の育児休業等に関する条例の一部改正） （ _____ 改正部分） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">改 正 後</th><th style="width: 30%; text-align: center;">改 正 前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1115 555 2072"> （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子について第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6月到達日 ア～エ 〔略〕 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1)～(4) 〔略〕 </td><td data-bbox="555 1115 1402 2072"> （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる事情に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6月到達日 ア～エ 〔略〕 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1)～(4) 〔略〕 </td></tr> </tbody> </table>	改 正 後	改 正 前	（育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子について第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6月到達日 ア～エ 〔略〕 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1)～(4) 〔略〕	（育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる事情に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6月到達日 ア～エ 〔略〕 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1)～(4) 〔略〕	
改 正 後	改 正 前				
（育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子について第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6月到達日 ア～エ 〔略〕 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1)～(4) 〔略〕	（育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる事情に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6月到達日 ア～エ 〔略〕 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1)～(4) 〔略〕				

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。	(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア 死亡した場合 イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア 前号ア又はイに掲げる場合 イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合	(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア 前号ア又はイに掲げる場合 イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
(2)・(3) [略]	(3)・(4) [略]
(4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと	(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業を終了した時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
(5)・(6) [略]	(6)・(7) [略]

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新) <u>第6条</u> 〔略〕 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) <u>第7条</u> 〔略〕 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) <u>第8条</u> 〔略〕 (育児休業をした職員の退職手当の取扱い) <u>第9条</u> 市町村職員の退職手当に関する条例(平成4年島根県市町村総合事務組合条例第15号)第9条第5項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 (育児短時間勤務をすることができない職員) <u>第10条</u> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2) <u>安来市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u> (3) <u>安来市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) <u>第11条</u> 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	(育児休業に伴う任期付採用職員) <u>第5条の2</u> 〔略〕 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) <u>第5条の3</u> 〔略〕 (育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い) <u>第6条</u> 〔略〕
--	---

-
- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができるとする状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその
-

養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年安来市条例第39号)第4条第1項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)であって、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないものとする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに書面により行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をしている職員についての安来市職員の給与の支給に関す

る条例の特例)

第15条 育児短時間勤務をしている職員についての安来市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第5項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間

第15条第1項	支給する	間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員」という。) 支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもの のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第22条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第22条第5項及び第25条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務をしている職員についての安来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第15条の2 育児短時間勤務をしている職員についての安来市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第16条 市町村職員の退職手当に関する条例第6条の4第1項及び第9条第5項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての市町村職員の退職手当に関する条例第9条第5項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の市町村職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第17条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)を育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務に係る職員への通知)

第18条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与の特例)

第19条 第15条及び第16条の規定は、育児休業法第17条の規定による短時

間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての安来市職員の給与に関する条例の特例)

第 20 条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての安来市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 4 条第 2 項</u>	<u>決定する</u>	<u>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする</u>
<u>第 4 条第 3 項</u>	<u>決定する</u>	<u>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</u>
<u>第 4 条第 5 項</u>	<u>決定するものとする</u>	<u>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</u>
<u>第 12 条第 2 項第 2 号</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用され</u>

第15条第1項		た同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)
	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第26条	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第21条 第6条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第22条 [略]

(部分休業の承認)

(部分休業をすることができない職員)

第7条 [略]

(部分休業の承認)

<u>第23条</u> 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する<u>条例</u> <u>第8条第1項</u>に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は安来市職員の勤務時間、休暇等に関する<u>条例</u>第15条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務をしない場合)にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を超えない範囲内)で行うものとする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) <u>第24条</u> 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、安来市職員の給与に関する<u>条例</u>第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同<u>条例</u>第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 〔略〕 (部分休業の承認の取消事由) <u>第25条</u> 〔略〕	<u>第8条</u> 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する<u>条例</u> <u>平成16年安来市条例第39号</u>第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)を承認されている職員 _____に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇に係る _____ 時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間を承認されている _____ 場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている _____ 時間を超えない範囲内)で行うものとする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) <u>第9条</u> 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、安来市職員の給与に関する<u>条例</u>第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同<u>条例</u>第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 〔略〕 (部分休業の承認の取消事由) <u>第10条</u> 〔略〕
--	--

(妊娠又は出産等)についての申出があった場合における措置等)	(妊娠又は出産等)についての申出があった場合における措置等)
第26条 [略]	第11条 [略]
(勤務環境の整備に関する措置)	(勤務環境の整備に関する措置)
第27条 [略]	第12条 [略]
(委任)	(委任)
第28条 [略]	第13条 [略]

第3条関係 (安来市職員の給与に関する条例の一部改正)

(_____ 改正部分)

改 正 後	改 正 前
(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額) 第5条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年安来市条例第39号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額) 第5条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年安来市条例第39号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条関係 (安来市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

(_____ 改正部分)

改 正 後	改 正 前

(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第6条 〔略〕	第6条 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
3 第3条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(次条第2項及び第4項において「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、任期付職員給料表に掲げる給料月額に、勤務時間条令第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	3 第3条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(次条第2項及び第4項において「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、任期付職員給料表に掲げる給料月額に、勤務時間条令第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

議第33号

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

総務部人事課

(改正部分)

	改 正 後	改 正 前
(災害応急業務等従事手当) 第13条 災害応急業務等従事手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1)・(2) [略] (3) 職員が消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出勤し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事したとき及びこれに準ずる業務に従事したとき。 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号の業務 300円 _____ の範囲内で市長が定める額 (2) 前項第2号及び第3号の業務 1,080円 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額(同1日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額)とする。 (1) 業務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額 (2) 業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額		(災害応急業務等従事手当) 第13条 災害応急業務等従事手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1)・(2) [略] 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号の業務 300円 <u>業務が深夜に行われる場合にあっては、当該額にその100分の50を加算した額</u>の範囲内で市長が定める額 (2) 前項第2号 _____ の業務 1,080円

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.31を乗じて算定する。 2 〔略〕 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.61を乗じて算定する。 2 〔略〕 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と

同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、特定期月以後5年を経過する月の翌月から特定期月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>21,100円</u> (2) 特定世帯 <u>10,550円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,825円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.32</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,920円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,080円</u> (2) 特定世帯 <u>3,040円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,560円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.24</u>を乗じて算定する。	同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、特定期月以後5年を経過する月の翌月から特定期月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>21,190円</u> (2) 特定世帯 <u>10,595円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,892円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.11</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,530円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,390円</u> (2) 特定世帯 <u>2,695円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,042円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.16</u>を乗じて算定する。
---	---

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,760円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,540円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,490円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,980円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)
第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。	第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合	(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合

計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>20,720円</u>	計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>21,420円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,833円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,417円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,125円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,770円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,385円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,078円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,271円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,244円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,773円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,887円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,830円</u>	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,256円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,128円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,192円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,832円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,343円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について

<u>3,486円</u>	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,300円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,550円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,275円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,913円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,460円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,040円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,520円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,280円</u>
<u>3,178円</u>	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,800円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,595円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,298円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,946円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,765円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,695円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,348円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,021円</u>

オ	介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5円</u>	オ	介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,880円</u>
カ	介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,490円</u>	カ	介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,270円</u>
(3)	法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	(3)	法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア	国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,120円</u>	ア	国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,920円</u>
イ	国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ	国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,220円</u>	(ア)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,238円</u>
(イ)	特定世帯 <u>2,110円</u>	(イ)	特定世帯 <u>2,119円</u>
(ウ)	特定継続世帯 <u>3,165円</u>	(ウ)	特定継続世帯 <u>3,179円</u>
ウ	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,784円</u>	ウ	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,506円</u>
エ	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,216円</u>	(ア)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,078円</u>

(イ) 特定世帯 <u>608円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>912円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2,098円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>96円</u>	(イ) 特定世帯 <u>539円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>809円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,952円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>908円</u>
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,590円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,650円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,240円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,300円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,338円</u>	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,440円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,400円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,840円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,800円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,129円</u>

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,230円	イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,882円
ウ	ウ
前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯	前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯
3,568円	3,012円
エ	エ
アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
4,460円	3,765円
3	3
〔略〕	〔略〕

第1条関係（安来市税条例の一部改正）

（ 改正部分）

	改	正	後	改	正	前
（用語）						
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。						
（1）〔略〕						
（2）徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。						
（3）・（4）〔略〕						
（督促手数料）						
第21条 削除						
第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合には、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。						

第2条関係（安来市介護保険条例の一部改正）

（ 改正部分）

	改	正	後	改	正	前
（保険料の督促手数料）						
第7条 削除						
第7条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。						

第3条関係（安来市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正）

（ 改正部分）

	改	正	後	改	正	前
（趣旨）						
（趣旨）						

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第3項の規定による分担金の徴収及び<u>当該分担金に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定による</u><u>延滞金の徴収</u>について定めるものとする。 (<u> 延滞金の徴収</u>) 第5条 市長は、分担金について、地方自治法第231条の3第1項の規定により督促をしたときは、<u> 延滞金を徴収するものとする。</u> (<u> 延滞金の額及び 徴収方法</u>) 第6条 <u>延滞金の額及び徴収方法は、安来市延滞金徴収条例(平成16年安来市条例第67号)の例による。</u>	第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第3項の規定による分担金の徴収並びに<u>当該分担金に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定による督促手数料及び延滞金の徴収</u>について定めるものとする。 (<u>督促手数料及び延滞金の徴収</u>) 第5条 市長は、分担金について、地方自治法第231条の3第1項の規定により督促をしたときは、<u>督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。</u> (<u>督促手数料及び延滞金の額並びに徴収方法</u>) 第6条 <u>督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。</u> 2 <u>延滞金の額は、納入通知書1通の金額100円(100円未満の端数は、これを切りすてる。)</u>について納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、1日4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭)の割合を乗じて計算した金額とする。ただし、その金額が100円未満であるときは、切り捨てる。 3 <u>督促手数料及び延滞金の徴収方法については、市税の督促手数料及び延滞金徴収方法の例による。</u>
第4条関係 (安来市国営干拓事業負担金徴収条例の一部改正) (趣旨) 第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条第7項の規定による負担金の徴収及び<u>当該負担金に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定による</u><u>延滞金の徴収</u>について定めるものとする。	(<u> 改正後 改正前 </u>) (趣旨) 第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条第7項の規定による負担金の徴収並びに<u>当該負担金に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定による督促手数料及び延滞金の徴収</u>について定めるものとする。

(<u> </u>延滞金の徴収) 第5条 市長は、負担金について、地方自治法第231条の3第1項の規定により督促をしたときは、<u> </u>延滞金を徴収するものとする。 (<u> </u>延滞金の額及び徴収方法) 第6条 延滞金の額及び徴収方法は、安来市延滞金徴収条例(平成16年安来市条例第67号)の例による。	(督促手数料及び延滞金の徴収) 第5条 市長は、負担金について、地方自治法第231条の3第1項の規定により督促をしたときは、<u>督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。</u> (<u>督促手数料及び延滞金の額並びに徴収方法</u>) 第6条 <u>督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。</u> 2 <u>延滞金の額は、納入通知書1通の金額100円(100円未満の端数は、これを切り捨てる。)</u>について納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、1日4銭の割合を乗じて計算した金額とする。ただし、その金額が10円未満であるときは、切り捨てる。 3 <u>督促手数料及び延滞金の徴収方法については、市税の督促手数料及び延滞金の徴収方法の例による。</u>
第5条関係 (安来市後期高齢者医療に関する条例の一部改正) (督促) 第7条 [略] 2 [略]	(<u> </u>改正部分) 改 正 前 (督促) 第7条 [略] 2 [略] 3 <u>第1項の規定により督促状を発したときは、1通当たり100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、当該手数料を免除することができる。</u>
第6条関係 (安来市住宅地貸付け及び譲渡に関する条例の一部改正) 改 正 後	(<u> </u>改正部分) 改 正 前

(督促) 第8条 〔略〕	(督促) 第8条 〔略〕 2 貸付料が前条第2項に定める期日までに納付されない場合の督促手数料については、督促状1通について100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。
----------------------------	---

議第36号

安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

建設部建築住宅課

1. 改正理由

建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の改正により、建築確認申請手数料等について、所要の改正を行う。

(1) 別表第2

これまで建築士が設計・工事監理をした建築物については、審査及び検査の際に一部省略となっていた規定についても、審査・検査を要することになるため、建築確認、完了検査及び中間検査に係る審査内容の見直しを行う必要があることから額等の改正を行う。

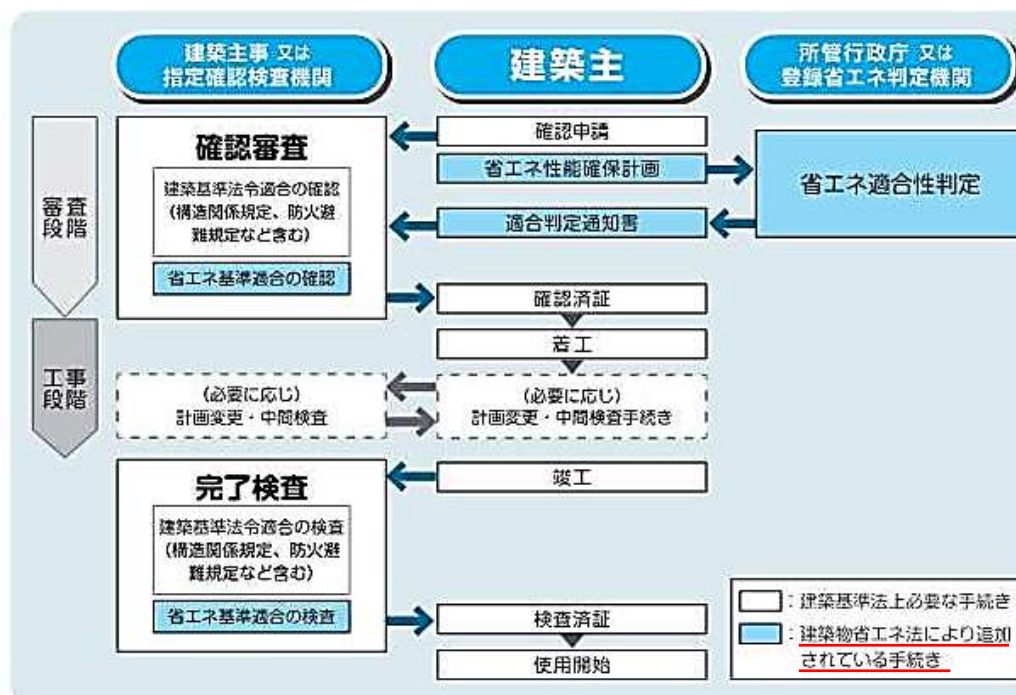
	改正前 旧4号建築物*	改正後	
		新2号建築物	新3号建築物*
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない ※ただし、仕様規定以外の構造計算を行った場合は審査する	○ 審査する	× 審査しない
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
設備その他 単体規定	△ 一部審査する ※シックハウス、昇降機及び浄化槽は審査する	○ 審査する	△ 一部審査する
集団規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
省エネ基準 (建築物省エネ法)	— (適合義務の対象外)	○ 審査する	× 審査しない

*建築士が設計・工事監理を行った防火・準防火地域外の一戸建住宅の場合

建築確認・検査における審査（検査）項目（別表第2関係）

(2) 別表第2の3

令和7年4月1日以後に新築・増改築をする場合、原則全ての建築物において「省エネ基準」への適合が義務付けられることから、当該審査の手数料を新たに設ける。



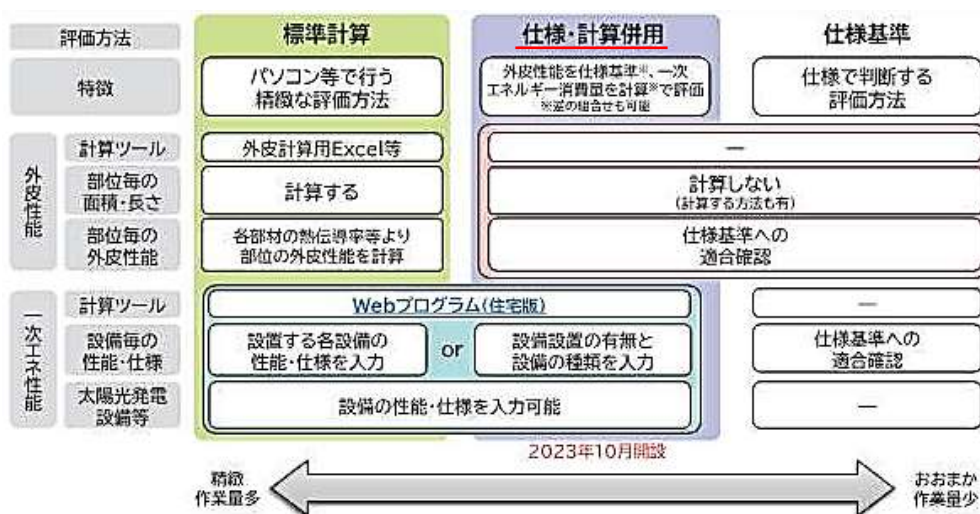
建築確認・検査手続きの流れ（別表第2の3関係）

(3) 別表第2の4

安来市の業務対象範囲の変更に伴い、面積区分を改正する。

(4) 別表第2の5

住宅部分の省エネ基準又は省エネ誘導基準への適合性の評価において、新たに評価の方法が追加されたことにより、これに対応する手数料を設けるため、所要の改正を行う。



仕様・計算併用法の新設（別表第2の5関係）

(5) 別表第2の6

原則全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に省エネ基準への適合が義務付けられるため、これに対応する手数料を設ける。

あわせて、省エネ基準適合義務化に伴い、所要の改正を行う。

2. 施行期日

令和7年4月1日

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(手数料の減免) 第6条 次に掲げるものについては、手数料を免除する。 (1) 〔略〕 (2) 国若しくは他の地方公共団体又はこれらの機関から公務につき必要とする旨請求があったもの。ただし、別表第2の6までに規定するもの(当該表の左欄に掲げる者が安来市の場合を除く。)を除く。 (3)～(6) 〔略〕 2 〔略〕 別表第2(第2条関係) 建築物の建築等に関する申請手数料	(手数料の減免) 第6条 次に掲げるものについては、手数料を免除する。 (1) 〔略〕 (2) 国若しくは他の地方公共団体又はこれらの機関から公務につき必要とする旨請求があったもの。ただし、別表第2の2から別表第2の5までに規定するものを除く。 (3)～(6) 〔略〕 2 〔略〕 別表第2(第2条関係) 建築物の建築等に関する申請手数料

区分	手数料の額
1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。)第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 8,600円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 15,600円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 24,700円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 26,900円
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 35,500円
カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 63,700円
キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 107,000円
1の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者	
ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 29,700円
イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 38,500円
ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 39,800円
エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 46,600円

区分	手数料の額
1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。)第6条第1項の規定に基づく確認を受けようとする者	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請 1件につき 5,030円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請 1件につき 9,050円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請 1件につき 14,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請 1件につき 19,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請 1件につき 34,100円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請 1件につき 48,200円
1の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査	
ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請 1件につき 15,000円
イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請 1件につき 20,000円
ウ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請 1件につき 33,100円

の ホ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>47,600円</u>
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者 ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	一の工作物につき <u>17,700円</u> 一の工作物につき <u>11,100円</u>
3 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者(次項に掲げる場合以外の場合) ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの ホ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの の キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>14,000円</u> 申請又は通知1件につき <u>21,000円</u> 申請又は通知1件につき <u>32,000円</u> 申請又は通知1件につき <u>41,000円</u> 申請又は通知1件につき <u>44,000円</u> 申請又は通知1件につき <u>55,000円</u> 申請又は通知1件につき <u>64,000円</u>
の ニ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請 <u>1件につき 45,300円</u>
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認を受けようとする者 ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	一の工作物につき <u>8,050円</u> 一の工作物につき <u>4,020円</u>
3 法第7条第1項の規定に基づく完了検査 _____を受けようとする者 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの ホ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの の カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請 <u>1件につき 10,000円</u> 申請 <u>1件につき 12,000円</u> 申請 <u>1件につき 16,000円</u> 申請 <u>1件につき 22,000円</u> 申請 <u>1件につき 36,100円</u> 申請 <u>1件につき 50,300円</u>

3の2	法第7条の3第1項の規定に基づく 中間検査又は法第18条第29項の規定に 基づく検査を受けた建築物の完了検査 を受けようとする者	申請又は通知1件につき	30,000円
ア	床面積の合計が100平方メートル を超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	40,000円
イ	床面積の合計が200平方メートル を超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	43,000円
ウ	床面積の合計が300平方メートル を超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	53,000円
エ	床面積の合計が500平方メートル を超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	61,000円
オ	床面積の合計が1,000平方メートル を超えるもの	申請又は通知1件につき	30,000円
4	法第88条第1項において準用する法第 7条第1項の規定に基づく完了検査又は 法第18条第21項の規定に基づく検査を 受けようとする者	一の工作物につき	120,000円
5	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号 又は第18条第38項第1号若しくは第2号 (法第88条第1項において準用する場合 を含む。)の規定に基づき検査済証の交 付を受ける前に建築物等の仮使用認定 を受けようとする者	申請1件につき	略
6～19	略	略	略

備考 略

別表第2の3 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により建築基
準関係規定とみなされる規定の適用を受ける建築物の確認等に関する手
数料

3の2	法第7条の3第1項の規定に基づく 中間検査 を受けた建築物の完了検査 を受けようとする者	申請	1件につき	15,000円
ア	床面積の合計が100平方メートル を超え、200平方メートル以内のもの	申請	1件につき	21,000円
イ	床面積の合計が200平方メートル を超え、500平方メートル以内のもの	申請	1件につき	35,000円
ウ	床面積の合計が500平方メートル を超え、1,000平方メートル以内のもの	申請	1件につき	47,000円
エ	床面積の合計が1,000平方メートル を超えるもの	一の工作物につき	略	略
4	法第88条第1項において準用する法第 7条第1項の規定に基づく完了検査 を受けようとする者	略	略	略
5～18	略	略	略	略

備考 略

区分	手数料の額
1. <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。)</u>第2条の規定が適用される建築物(同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。))について、建築基準法(以下この表において「法」という)第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者 ア. <u>建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</u>	

イ	(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13, 000円
	(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14, 000円
	建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省／国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合	23, 000円
	300平方メートル未満のもの	36, 000円
2	(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	
建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定		

に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。))又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者

ア 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

イ 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの

ウ 検査を受けようとする建築物が非住宅部分(工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分を除く。以下この項において同じ。)を有する場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

5,000円

10,000円

20,000円

10,000円

16,000円

(ウ) 非住宅部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上のもの	26,000 円
エ イ及びウのいずれにも該当する 場合	イ及びウに規定する区分に応じ、それ ぞれ当該手数料を合算した額

別表第2の4 (第2条関係)		別表第2の3 (第2条関係)	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による長期優良住宅建築等計画の認定等の手数料		長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による長期優良住宅建築等計画の認定等の手数料	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「建築等計画」という。)の認定(以下この表において「建築等計画の認定」という。)又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画(以下この表において「維持保全計画」という。)の認定(以下この表において「維持保全計画の認定」という。)		1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「建築等計画」という。)の認定(以下この表において「建築等計画の認定」という。)又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画(以下この表において「維持保全計画」という。)の認定(以下この表において「維持保全計画の認定」という。)	
ア 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の場合	[略]	ア 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の場合	[略]
イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)で1棟の床面積が300	[略]	イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)で1棟の床面積が500	[略]

平方メートル以内のものの場合 ウ [略] エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等で1棟の床面積が300平方メートル以内のものの場合	平方メートル以内のものの場合 ウ [略] エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等で1棟の床面積が500平方メートル以内のものの場合
2 法第8条第1項の規定に基づく建築等計画の変更の認定(以下この表において「建築等計画の変更の認定」という。)又は同項の規定に基づく維持保全計画の変更の認定(以下この表において「維持保全計画の変更の認定」という。)を受けようとする者(第4項に掲げる者を除く。) ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が<u>前項</u>の<u>ア</u>の建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合 イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が<u>前項</u>の<u>イ</u>の建築等計画の認定を受けた共同住宅等で建築等計画の変更の認定に係る住戸の属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る	2 法第8条第1項の規定に基づく建築等計画の変更の認定(以下この表において「建築等計画の変更の認定」という。)又は同項の規定に基づく維持保全計画の変更の認定(以下この表において「維持保全計画の変更の認定」という。)を受けようとする者(第4項に掲げる者を除く。) ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が<u>1項</u>の<u>ア</u>の建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合 イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が<u>1項</u>の<u>イ</u>の建築等計画の認定を受けた共同住宅等で建築等計画の変更の認定に係る住戸の属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る

62

建築物新築等計画(以下この表において「計画」という。)の認定(以下この項及び第3項において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用に供する部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合 (ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令()	〔略〕 〔略〕
以下この項及び次項において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合 a・b 〔略〕 (イ) 〔略〕 (ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を	〔略〕 〔略〕

建築物新築等計画(以下この表において「計画」という。)の認定(以下この項及び第3項において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用に供する部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合 (ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合 a・b 〔略〕 (イ) 〔略〕	〔略〕 〔略〕
---	-----------------------

64

て評価を行う場合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	225,000円(非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	225,000円(非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)
(イ) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(次項において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	〔略〕 〔略〕
(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	〔略〕 〔略〕
(エ) 当該建築物の住宅部分に	225,000円(非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)

ついて誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 a [略] b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上<u>500平方メートル以内のもの</u>	[略] [略] (オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの
ついて誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 a [略] b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上<u>500平方メートル以内のもの</u>	[略] [略] 2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合 (ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(イ) 当該住宅について誘導仕 様基準を用いて評価を行う場 合 a 計画の変更に係る床面積 の合計が200平方メートル 未満のもの b 計画の変更に係る床面積 の合計が200平方メートル 以上のもの	〔略〕 〔略〕	イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物又は複合建築物(非住宅部 分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合は(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等 又は複合建築物(住宅部分に限って計画 の変更の認定を受けようとする場合に限 る。)にあっては(ウ)又は(エ) に規定する手数料の額、複合建築物 (非住宅部分に限って計画の変更の認定 を受けようとする場合及び住宅部分に限 って計画の変更の認定を受けようとする 場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ) 及び(ウ)又は(エ)に規定
(イ) 当該住宅について誘導仕 様基準を用いて評価を行う場 合 a 床面積 の合計が200平方メートル 未満のもの b 床面積 の合計が200平方メートル 以上のもの (ウ) 当該住宅について誘導仕 様・計算併用法基準を用いて 評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メ ートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メ ートル以上のもの	〔略〕 〔略〕 13,000円(変更後の計画に係る住宅基準 適合証等の提出がある場合にあっては、 3,000円) 14,000円(変更後の計画に係る住宅基準 適合証等の提出がある場合にあっては、 3,000円)	イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物又は複合建築物(非住宅部 分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合は(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等 又は複合建築物(住宅部分に限って計画 の変更の認定を受けようとする場合に限 る。)にあっては(ウ)から(オ)までのい れかに規定する手数料の額、複合建築物 (非住宅部分に限って計画の変更の認定 を受けようとする場合及び住宅部分に限 って計画の変更の認定を受けようとする 場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ) 及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定

する区分に応じ、それぞれ当該手数料を 合算した額	する区分に応じ、それぞれ当該手数料を 合算した額
(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
(イ) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	(イ) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 住宅部分の計画の変更に	(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 住宅部分の計画の変更に

係る部分の床面積の合計が 300平方メートル以上	
(オ) 当該建築物の住宅部分に ついて誘導仕様・計算併用法 基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に 係る部分の床面積の合計が	50,000円(変更後の計画に係る住宅基準 適合証等の提出がある場合にあっては、 300平方メートル未満のもの 10,000円)
b 住宅部分の計画の変更に 係る部分の床面積の合計が	85,000円(変更後の計画に係る住宅基準 適合証等の提出がある場合にあっては、 300平方メートル以上のもの 20,000円)
	[略]

別表第2の6(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律(以下この表 において「法」という。)第11条第 1項の規定に基づく建築物エネル ギー消費性能確保計画(以下この 項から第5項までにおいて「計画」 という。)の建築物エネルギー消費 性能適合性判定(以下この項から 第4項までにおいて「適 合性判定」という。)を受けよう とする者 ア 計画の適合性判定を受けよう とする建築物が非住宅部分(	非住宅部分を有する建築物又は工場等 部分を有する建築物にあっては(ア)か

係る部分の床面積の合計が 300平方メートル以上500平 方メートル以内のもの	
	[略]

別表第2の5(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律(以下この表 において「法」という。)第12条第 1項の規定に基づく建築物エネル ギー消費性能確保計画(以下この 項から第6項までにおいて「計画」 という。)の建築物エネルギー消費 性能適合性判定(以下この項から 第4項まで及び第6項において「適 合性判定」という。)を受けようと する者 ア 計画の適合性判定を受けよう とする建築物について	

70

a 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条)に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	[略]
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (イ) 当該建築物が工場等部分を有する 場合((ウ)の場合を除く。) a [略] b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する	[略] [略] [略] (ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額

号口の基準(以下この表において「モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合 合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (オ) 当該建築物の住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この表において「標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		
	86, 000円	
	108, 000円	
	19, 000円	
	26, 000円	
が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)		
場 合	67, 000円	

イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1

(非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。) の場合 (ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のも の (イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のも の (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
条第1項第1号ロの基準(以下この表において「モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合 (ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合(ウ)の場合を除く。) a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの の (イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合(ウ)の場合を除く。) a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの の (ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	34, 000円 37, 000円 18, 000円 19, 000円	86, 000円 108, 000円 19, 000円 26, 000円 (ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	25,000円 28,000円
2 法第11条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者 ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等を有する建築物である場合は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

	2 法第12条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者 ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合
--	---

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	〔略〕 〔略〕	(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する 場合(ウ) の場合を除く。) a 〔略〕 b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (イ) 当該建築物が工場等部分を有する 場合(ウ) の場合を除く。) a 〔略〕 b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する 場合	〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 (ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	〔略〕 〔略〕	86, 000円 108, 000円	

(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準	

<u>を用いて評価を行う場合</u>			
a	<u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>50,000円</u>	
b	<u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	<u>85,000円</u>	
イ <u>計画の変更の適合性判定を受けるようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</u>			
(ア) <u>当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>			
a	<u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>17,000円</u>	<u>86,000円</u>
b	<u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>19,000円</u>	<u>108,000円</u>
(イ) <u>当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>			
a	<u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>9,000円</u>	<u>19,000円</u>
b	<u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>10,000円</u>	<u>26,000円</u>
イ <u>計画の変更の適合性判定を受けるようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>			
(ア) <u>当該建築物が非住宅部分有する場合(ウ)の場合を除く。)</u>			
a	<u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>		
b	<u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>		
(イ) <u>当該建築物が工場等部分有する場合(ウ)の場合を除く。)</u>			
a	<u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>		
b	<u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>		

<u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> (ウ) 当該建築物について仕 様・計算併用法基準を用いて 評価を行う場合 a <u>床面積の合計が200平方メ ートル未満のもの</u> b <u>床面積の合計が200平方メ ートル以上のもの</u>	13, 000円 14, 000円
<u>に係る部分の床面積の合計 が300平方メートル以上500 平方メートル以内のもの</u> (ウ) 当該建築物が非住宅部分 及び工場等部分を有する <u>場合</u>	<u>(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、そ れぞれ当該手数料を合算した額(その額 が当該建築物の非住宅部分及び工場等 部分の床面積の合計を全て非住宅部分 とみなした場合の(ア)に規定する区分 に応じた手数料の額を超えるときは、当 該額)</u>
3 法第13条第2項の規定に基づく計 画の適合性判定(以下この項にお いて「計画の適合性判定」という。) ア <u>計画の適合性判定を求めよう とする建築物が非住宅部分を有 する建築物、工場等部分を有す る建築物、共同住宅等又は複合 建築物である場合</u>	3 法第13条第2項の規定に基づく計 画の適合性判定(以下この項にお いて「計画の適合性判定」という。) ア <u>計画の適合性判定を求めよう とする建築物について標準入力 法等基準を用いて評価を行う 場合</u> 非住宅部分を有する建築物又は工場等 部分を有する建築物にあっては(ア)か ら(エ)までのいずれかに規定する手数 料の額、共同住宅等にあっては(オ)から (キ)までのいずれかに規定する手数料 の額、複合建築物にあっては(ア)から (エ)までのいずれか及び(オ)から(キ) までのいずれかに規定する区分に応じ、 それぞれに規定する手数料の額を合算 した額。ただし、非住宅部分及び工場等 部分を有する建築物の場合には、(ア)及 び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区 分に応じ、それぞれに規定する手数料の

額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。			
(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	a 〔略〕 b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	〔略〕 〔略〕	
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		〔略〕 〔略〕	
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		〔略〕 〔略〕	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満			86,000円

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する	場合(ウ) の場合を除く。) a 〔略〕 b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	〔略〕 〔略〕
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する		〔略〕 〔略〕
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合		(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)

(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
	a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円
	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	

(キ) <u>当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u> a <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> b <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	50,000円 85,000円		
イ <u>計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</u> (ア) <u>当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u> a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	34,000円 37,000円	イ <u>計画の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u> (ア) <u>当該建築物が非住宅部分</u> <u>を有する場合((ウ)の場合を除く。)</u> a <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> b <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	86,000円 108,000円
(イ) <u>当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合</u> a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	18,000円 19,000円	(イ) <u>当該建築物が工場等部分</u> <u>を有する場合((ウ)の場合を除く。)</u> a <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> b <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	19,000円 26,000円

の の (ウ) 当該建築物について仕 様・計算併用法基準を用いて 評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メ ートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メ ートル以上のもの	25, 000円 28, 000円
500平方メートル以内のも の (ウ) 当該建築物が非住宅部 分及び工場等部分を有する 場合	4 法第13条第3項の規定に基づく計 画の変更の適合性判定(以下この 項において「計画の変更の適合性 判定」という。)を求めようとする 者 ア 計画の変更の適合性判定を求 めようとする建築物について標 準入力法等基準を用いて評価を 行う 場合
(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、そ れぞれ当該手数料を合算した額(その額 が当該建築物の非住宅部分及び工場等 部分の床面積の合計を全て非住宅部分 とみなした場合の(ア)に規定する区分 に応じた手数料の額を超えるときは、当 該額)	4 法第12条第3項の規定に基づく計 画の変更の適合性判定(以下この 項において「計画の変更の適合性 判定」という。)を受けようとする 者 ア 計画の変更の適合性判定を受 けようとする建築物が非住宅部 分を有する建築物、工場等部分 を有する建築物、共同住宅等又 は複合建築物である場合 非住宅部分を有する建築物又は工場等 部分を有する建築物にあっては(ア)か ら(エ)までのいずれかに規定する手数 料の額、共同住宅等にあっては(オ)から (キ)までのいずれかに規定する手数料 の額、複合建築物にあっては(ア)から (エ)までのいずれか及び(オ)から(キ) までのいずれかに規定する区分に応じ、 それぞれに規定する手数料の額を合算 した額。ただし、非住宅部分及び工場等 部分を有する建築物の場合には、(ア)及 び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区 分に応じ、それぞれに規定する手数料の

額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。	(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	a 〔略〕 b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	a 〔略〕 b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する	場合((ウ)の場合を除く。)	a 〔略〕 b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	(イ) 当該建築物が工場等部分を有する	場合((ウ)の場合を除く。)	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)

a	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分について評価を行う場合		
a	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
a	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合		
a	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が	32,000円

300平方メートル未満のもの	
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56, 000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50, 000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85, 000円
イ 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17, 000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19, 000円
イ 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合(ウ)の場合を除く。)	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86, 000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	108, 000円

(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a <u> </u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの b <u> </u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	9, 000円 10, 000円 13, 000円 14, 000円
(イ) 当該建築物が工場等部分_{を有する}場合_{((ウ)の場合を除く。)} a <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> b <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u> (ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分_{を有する}場合	19, 000円 26, 000円 (ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条 の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する書面の交付(以下この項において「書面の交付」という。)を受けようとする	5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条 の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する書面の交付(以下この項において「書面の交付」という。)を求めようとする

者	ア 書面の交付を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。	(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を
者	ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う	場合	(ア) 当該建築物が非住宅部分 を有する 場合(ウ) の場合を除く。) a 〔略〕 b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (イ) 当該建築物が工場等部分 を有する

用いて評価を行う場合	〔略〕	〔略〕	〔略〕
a 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上、 <u> </u> のもの	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	〔略〕	〔略〕	〔略〕
a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〔略〕	〔略〕	〔略〕
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	〔略〕	〔略〕	〔略〕
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〔略〕	〔略〕	〔略〕
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計	〔略〕	〔略〕	〔略〕

<u>が300平方メートル以上のもの</u>		
<u>(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>		
<u>a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>		<u>67,000円</u>
<u>b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>		<u>114,000円</u>
<u>(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>		
<u>a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>		<u>32,000円</u>
<u>b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>		<u>56,000円</u>
<u>(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u>		
<u>a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>		<u>50,000円</u>
<u>b 住宅部分の軽微な変更に</u>		<u>85,000円</u>

イ 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 (ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合((ウ)の場合を除く。) a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合((ウ)の場合を除く。) a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 書面の交付を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 (ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	17, 000円 19, 000円 9, 000円 10, 000円	イ 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 (ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合((ウ)の場合を除く。) a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合((ウ)の場合を除く。) a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合 (ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分	86, 000円 108, 000円 19, 000円 26, 000円
--	--	--	--	--

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	13,000円 14,000円
6 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「計画」という。）の認定（以下この表において「計画の認定」という。）を受けよ	とみなした場合の（ア）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
6 法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者（法第25条第1項若しくは法第35条第8項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは同法第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）であつて、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法第18条第20項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者 ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	10,000円 16,000円
7 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「計画」という。）の認定（以下この表において「計画の認定」という。）を受けよ	

93

94

未満のもの	第1項に規定する登録住宅性能評価機関 が作成した法第30条	未満のもの	第1項に規定する登録住宅性能評価機関 (以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第35条
	第1項各号(法第31条第2項において準用		第1項各号(法第36条第2項において準用
	する場合を含む。)に掲げる基準に適合		する場合を含む。)に掲げる基準に適合
	していることを示す書類又は市長の定		していることを示す書類又は市長の定
	めるその他の図書をいう。以下この表に		めるその他の図書をいう。以下この表に
	おいて同じ。)の提出がある場合にあら		おいて同じ。)の提出がある場合にあら
	っては、10,000円)		っては、10,000円)
	〔略〕		〔略〕
	(b) 住宅部分の床面積の		(b) 住宅部分の床面積の
	合計が300平方メートル		合計が300平方メートル
	以上、 <u> </u>		以上500平方メートル以
	内のもの		内のもの
	d 当該建築物の住宅部分に		d 当該建築物の住宅部分に
	ついて省令第10条第2号イ		ついて省令第10条第2号イ
	(2)及び同号ロ(2)の基準		(2)及び同号ロ(2)の基準
	(以下この項及び次項にお		(以下この項及び次項にお
	いて「誘導仕様基準」とい		いて「誘導仕様基準」とい
	う。)を用いて評価を行う場		う。)を用いて評価を行う場
	合		合
	(a) 〔略〕		(a) 〔略〕
	(b) 住宅部分の床面積の		(b) 住宅部分の床面積の
	合計が300平方メートル		合計が300平方メートル
	以上、 <u> </u>		以上500平方メートル以
	内のもの		内のもの
	e 当該建築物の住宅部分に		e 当該建築物の住宅部分に
	ついて省令第10条第2号イ		ついて省令第10条第2号イ
	(1)及び同号ロ(2)の基準又		(1)及び同号ロ(2)の基準又
	は省令第10条第2号イ(2)及		は省令第10条第2号イ(2)及
	び同号ロ(1)の基準(以下こ		び同号ロ(1)の基準(以下こ
	の表において「誘導仕様・		の表において「誘導仕様・

計算併用法基準」という。)用いて評価を行う場合 (a) <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> (b) <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u> (イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)の場合 a・b [略] (イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)の場合 a・b [略] イ 他の建築物(法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)に係る事項を計画に記載する場合 イ [略]	50,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円) 85,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円) [略] 25,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 28,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) [略] イ 他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)に係る事項を計画に記載する場合 イ [略]
7 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者 ア 計画に記載されている建築物 [略]	8 法第36条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者 ア 計画に記載されている建築物 [略]

について変更する場合(ウの場合を除く。) (ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはc又はdに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあってはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	について変更する場合(ウの場合を除く。) (ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあってはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 (a) 〔略〕 (b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上、<u> </u>のもの	〔略〕 〔略〕	a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 (a) 〔略〕 (b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	〔略〕 〔略〕
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合 (a) 〔略〕	〔略〕	b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合 (a) 〔略〕	〔略〕

(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上	〔略〕
c 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	〔略〕
(a) 〔略〕	〔略〕
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上	〔略〕
d 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	〔略〕
(a) 〔略〕	〔略〕
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上	〔略〕
e 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	50,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)

(b) <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	85,000円(住宅誘導基準適合証等がある場合にあつては、20,000円)	
(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合 a 当該建築物について誘導基準計算基準を用いて評価を行う場合	[略]	[略]
(a) _____床 面積の合計が200平方メートル未満のもの	[略]	[略]
(b) _____床 面積の合計が200平方メートル以上のもの	[略]	[略]
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	[略]	[略]
(a) _____床 面積の合計が200平方メートル未満のもの	[略]	[略]
(b) _____床 面積の合計が200平方メートル以上のもの	[略]	[略]
c <u>当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u>	13,000円(住宅誘導基準適合証等がある場合にあつては、3,000円)	[略]
(a) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	14,000円(住宅誘導基準適合証等がある場合にあつては、3,000円)	[略]
(b) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	14,000円(住宅誘導基準適合証等がある場合にあつては、3,000円)	[略]

イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合(ウの場合を除く。) ウ 〔略〕	当該追加する建築物一棟ごとに、<u>第6項</u>の<u>ア</u>の<u>(ア)</u>又は<u>(イ)</u>に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額 〔略〕
8 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	9 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者 10 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定(以下この項において「認定」という。)を受けようとする者 <u>ア</u> 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合 (ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該追加する建築物一棟ごとに、<u>第7項</u>の<u>ア</u>の<u>(ア)</u>又は<u>(イ)</u>に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額 〔略〕 非住宅建築物にあっては<u>(ア)</u>又は<u>(イ)</u>に規定する手数料の額、共同住宅等にあっては<u>(ウ)</u>、<u>(エ)</u>又は<u>(オ)</u>に規定する手数料の額、複合建築物にあっては<u>(ア)</u>又は<u>(イ)</u>及び<u>(ウ)</u>、<u>(エ)</u>又は<u>(オ)</u>に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 224,000円(非住宅基準適合証等(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項において同じ。)の提出がある場合

<u>イ (2) 及び同号ロ (2) の基準を用いて評価を行う場合</u> <u>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>32, 000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10, 000円)</u>
<u>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u> <u>(オ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ (3) 及び同号ロ (3) の基準 (以下この表において「仕様基準」という。) を用いて評価を行う場合</u> <u>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>56, 000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20, 000円)</u>
<u>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u> <u>イ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合</u> <u>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>32, 000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10, 000円)</u>
<u>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> <u>ウ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第1条第1項第2号イ (2) 及び同号ロ (2) の基準を用いて評価を行う場合</u>	<u>56, 000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20, 000円)</u>
	<u>34, 000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5, 000円)</u> <u>37, 000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5, 000円)</u>

		(ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> (イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> エ <u>認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合</u> (ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> (イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
--	--	---	---

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(組織) 第13条 [略] 2 [略] 3 委員の任期は、<u>2</u>年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (組織) 第23条 [略] 2 [略] 3 委員は、<u>前条</u>に規定する調査が終了したと市長が認めるときは、解嘱されるものとする。	(組織) 第13条 [略] 2 [略] 3 委員の任期は、<u>3</u>年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (組織) 第23条 [略] 2 [略] 3 委員は、<u>第22条</u>に規定する調査が終了したと市長が認めるときは、解嘱されるものとする。

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(委任) <u>第8条</u> 〔略〕	(市立幼稚園における給食に係る給食費) <u>第8条</u> <u>第3条</u>から前条までの規定は、<u>安来市立幼稚園設置条例</u>(平成16年<u>安来市条例</u>第89条)に規定する幼稚園において学校給食に準じて実施する給食(以下「幼稚園給食」という。)に係る給食費(以下「幼稚園給食費」という。)について準用する。この場合において、これらの規定中「学校給食費負担者」とあるのは「幼稚園給食の提供を受ける幼児の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。)その他幼稚園給食の提供を受ける者」と、「学校給食費」とあるのは「幼稚園給食費」と読み替えるものとする。 (委任) <u>第9条</u> 〔略〕

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(開館時間) 第5条 健康増進施設の開館時間は、午前10時から午後9時 までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。 (利用料金) 第9条 [略] 2 [略] 3 利用料金は、別表 〃 に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。 別表 (第9条関係) 宿泊、研修室、入浴等利用料金基準額	(開館時間) 第5条 健康増進施設の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。 (利用料金) 第9条 [略] 2 [略] 3 利用料金は、別表第1から別表第3までに掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。 4 この条例に定めのない利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 別表第1(第9条関係) 宿泊料及び研修室利用料金基準額

利用区分	金額	摘要
宿泊料(1人当たり)	円 7,000	(1)入浴料を含む。 (2)食事代は含まない。 (3)児童は、左欄に定める金額に100分の40を乗じて得た額を控除する。 (4)4歳未満の者は、無料とする。 (5)休前日及び特別期間は、左欄に定める金額に100分の20を乗じて得た額を加算する。
大研修室	15,000	高校生以下の者が利用する場合は、左欄に定める金額に100分の40を乗じて得た額を控除する。
中研修室	7,000	
入浴料	800	(1)全館は、トレーニングルームを除く。 (2)浴室は、サウナ及び露天風呂を含む。
	600	(3)児童は、左欄に定める金額に100分の40を乗じて得た額を控除する。 (4)4歳未満の者は、無料とする。
トレーニングルーム	600	

備考

1 〔略〕

2 大研修室及び中研修室利用料金は、利用時間が5時間に満たないときは半額とする。

利用区分	一般	高齢者・中学生・高校生	児童	備考
宿泊料(1室につき)	円 6,000	円 4,800	円 3,600	食事代別途料金
	5,800	4,600	3,500	
	5,500	4,400	3,300	
	5,000	4,000	3,000	
	4,500	3,600	2,700	
大研修室	15,000		9,000	利用時間 午前10時～午後9時
中研修室	7,000		4,000	
宿泊和室(1回)	2,000		1,500	利用時間 午前11時～午後3時

備考

1 〔略〕

2 宿泊料は、1室に利用する人数の1人当たりの料金とする。

3 宿泊料には入浴料を含む(タオル、浴衣は含むが、水着は、別途料金)。

4 大研修室及び中研修室利用料金は、利用時間が5時間に満たないときは半額とする。この場合において、算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- 3 団体(15人以上)の入浴料は、1割引とする。
- 4 研修室利用者の入浴料は、2割引とする。
- 5 児童は、4歳から小学校6年生までとする。
- 6 休前日とは、休日(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。)の前日をいう。
- 7 特別期間とは、4月29日から5月5日まで及び7月20日から8月31日までをいう。
- 8 備考2から備考4までの規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- 5 高齢者は、65歳以上の者とする。
- 6 児童は、4歳以上小学校6年生までとする。

別表第2(第9条関係)

入浴等利用料金基準額

利用区分		一般	高齢者・中学生・高校生	児童	備考
入浴料	全館	円 762	円 572	円 381	トレーニングルームは除く。
	浴室	477	286	191	サウナ、露天風呂を含む。
トレーニングルーム				477	
バスタオル				96	
浴衣				191	
水着貸出料				143	

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 団体(15人以上)は、1割引とする。
- 3 研修室利用者の入浴料金は、2割引とする。
- 4 この表及び備考により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

別表第3(第9条関係)

会員券基準額

一般券	シルバー券	家族券	法人券
円 19, 048	円 11, 429	円 47, 620	円 95, 239

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 一般券は、1人記名とする。
- 3 シルバー券は、65歳以上の者とし、入浴のみの利用とする。
- 4 家族券は、4人記名とする。
- 5 法人券は、無記名とし、1回につき4人までの利用とする。

	6 <u>会員券については、有効期間は1年間とする。</u> 7 <u>会員券利用者が浴室を利用するときは、利用1回につき1人当たり96円</u> <u>に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じ</u> <u>て得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があると</u> <u>きは、その端数を切り捨てた額)を支払うものとする。</u>
--	--

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならぬ。 (1) 〔略〕 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、<u>献立等</u>について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 〔略〕 2 〔略〕 (職員) 第29条 〔略〕 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計	(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならぬ。 (1) 〔略〕 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の<u>栄養士</u>により、<u>献立等</u>について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 〔略〕 2 〔略〕 (職員) 第29条 〔略〕 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計

数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 〔略〕 (職員) 第31条 〔略〕 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 〔略〕 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 〔略〕 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計	数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 〔略〕 (職員) 第31条 〔略〕 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 〔略〕 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 〔略〕 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計
--	--

数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 〔略〕 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 〔略〕 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 〔略〕	数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 〔略〕 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 〔略〕 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 〔略〕
---	---

(改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(利用料金)			(利用料金)		
第9条 〔略〕			第9条 〔略〕		
2 〔略〕			2 〔略〕		
3 利用料金は、別表第3に掲げる基準額に <u>0.5</u> を乗じて得た額から当該基準額に <u>1.5</u> を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。			3 利用料金は、別表第3に掲げる基準額に <u>0.8</u> を乗じて得た額から当該基準額に <u>1.2</u> を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。		
別表第1(第4条、第5条関係)			別表第1(第4条、第5条関係)		
区分	開館時間	休館日	区分	開館時間	休館日
〔略〕			〔略〕		
浴室部門(一般浴室、家族風呂及び介助浴室)	午前10時から午後9時まで	〔略〕	浴室部門(一般浴室、家族風呂及び介助浴室)	午前10時から午後10時まで	〔略〕
別表第3(第9条関係)			別表第3(第9条関係)		
浴室部門利用料金基準額			浴室部門利用料金基準額		
区分	金額	摘要	区分	一般	高齢者・中学生・高校生
一般浴室	円 600	(1) サウナ及び露天風呂を含む。 (2) 児童は、左欄に定める金額に100分の40を乗	一般浴室	円 477	円 286
			円 191		
			サウナ、露天風呂を含む。		

		じて得た額を控除する。 (3) 4歳未満の者は、無料とする。					
家族風呂		2,000	1室1時間当たり	1,905	1室・1時間当たり		
介助浴室		1,000	1室1時間当たり	953	1室・1時間当たり		
備考 1 〔略〕 2 児童は、4歳から<u>小学校6年生</u>までとする。							
備考 1 〔略〕 2 高年齢者は、<u>65歳以上</u>の者とする。 3 児童は、<u>4歳以上</u><u>小学校6年生</u>までとする。 4 <u>安来市健康増進施設夢ランド</u>しらさぎ条例(平成17年安来市条例第60号)で規定する夢ランドしらさぎの利用者(会員含む。)については、一般浴室の基準額は、<u>96円に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u>							

安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

健康福祉部介護保険課

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることのできる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 主任介護支援専門員(省令 第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員をいう。))その他これに準ずる者 1人 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支	(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数 は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。))第140条の66第1号イ(3)(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第19号)附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する主任介護支援専門員をいう。))その他これに準ずる者 1人

援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。		援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。	
3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。		2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。	
(1) 〔略〕		(1) 〔略〕	
(2) 第1項の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会		(2) 前項の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。)	
において認められた場合		において認められた場合	
(3) 〔略〕		(3) 〔略〕	
担当する区域における第1号被保険者の数		担当する区域における第1号被保険者の数	
地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数		地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

第 1 条関係 (令和 7 年 1 0 月 1 日施行分)

(_____ 改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
種別	取扱区分	単位	金額	種別	取扱区分	単位	金額
〔略〕				〔略〕			
し尿	申出により収集処理するもの	18 リットル当たり	市の区域のうち広島市及び伯太町を除く区域 <u>19</u>	し尿	申出により収集処理するもの	18 リットル当たり	市の区域のうち広島市及び伯太町を除く区域 <u>17</u>
			<u>3</u>				<u>6</u>
			広島市の区域のうち広島市、石原、町帳、富田、祖父谷、下山佐及び菅原並びに伯太町の区域 <u>19</u>				広島市の区域のうち広島市、石原、町帳、富田、祖父谷、下山佐及び菅原 <u>17</u>
			<u>5</u>				<u>9</u>
			広島市の区域のうち広島市、宇波及び上山佐 <u>197</u>				広島市の区域のうち広島市、宇波及び上山佐 <u>184</u>
			広島市の区域のうち西比田、梶福留、東比田、奥田原及び西谷 <u>201</u>				広島市の区域のうち西比田、梶福留、東比田、奥田原及び西谷 <u>192</u>
							伯太町の区域 <u>180</u>
備考 〔略〕				備考 〔略〕			

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種別	取扱区分	単位	金額	種別	取扱区分	単位	金額
〔略〕				〔略〕			
し尿	申出により収集処理するもの	18 リットル当たり	210	し尿	申出により収集処理するもの	18 リットル当たり	市の区域のうち広瀬町及び伯太町を除く区域 19 3 広瀬町の区域のうち広瀬、石原、町帳、富田、祖父谷、下山佐及び菅原並びに伯太町の区域 19 5 広瀬町の区域のうち布部、宇波及び上山佐 197 広瀬町の区域のうち西比田、梶福留、東比田、奥田原及び西谷 201
備考 〔略〕				備考 〔略〕			

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(園路及び広場) 第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (5) [略] (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、棚、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 22 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) [略]	(園路及び広場) 第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (5) [略] (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、棚、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) [略]

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、市内に施設を新設し、増設し、又は移設する企業に対し<u>企業の立地を促進する措置</u>を講ずることにより、産業の振興と雇用の促進を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) <u>認定企業</u> 第6条の規定により、次条に規定する対象企業に該当する旨の<u>認定</u>を受けた企業をいう。 (8)・(9) [略] (10) <u>増加常用従業員</u> 第6条に規定する<u>認定</u>の申請の受理日と比較し、<u>認定企業</u>又は<u>認定企業</u>が資本金の全額を出資する企業が交付対象期間に当該<u>認定企業</u>の立地に伴い増加させた常用従業員をいう。 (11) [略] (12) 中小企業 資本の額又は出資の額が3億円以下の法人_____をい	(目的) 第1条 この条例は、市内に施設を新設し、増設し、又は移設する企業に対し<u>奨励措置</u>を講ずることにより、産業の振興と雇用の促進を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) <u>奨励措置</u> 第4条又は第5条の規定による奨励金又は助成金の交付及び便宜供与をいう。 (8) <u>指定企業</u> 第6条の規定により、次条に規定する対象企業に該当する旨の<u>指定</u>を受けた企業をいう。 (9)・(10) [略] (11) <u>増加常用従業員</u> 第6条に規定する<u>指定</u>の申請の受理日と比較し、<u>指定企業</u>又は<u>指定企業</u>が資本金の全額を出資する企業が交付対象期間に当該<u>指定企業</u>の立地に伴い増加させた常用従業員をいう。 (12) [略] (13) 中小企業 資本の額又は出資の額が3億円以下の法人及び個人_____をい

う。	う。
(13)～(16) [略]	(14)～(17) [略]
(17) 改修費等 建物の改修又は改築に係る費用をいう。	(18) 改修費等 建物の改修又は改築に係る費用をいう。
(対象企業)	(対象企業)
第3条 認定 の対象となる企業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。	第3条 奨励措置の対象となる企業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 増設又は移設を行う場合であって、次の全てに該当するもの	(2) 増設又は移設を行う場合であって、次の全てに該当するもの
ア・イ [略]	ア・イ [略]
ウ 当該増設又は移設により常用従業員数が減少しないこと。	ウ 当該増設又は移設により常用雇用者数が減少しないこと。
エ・オ [略]	エ・オ [略]
2 前項第1号イ及びウ又は同項第2号イの規定にかかわらず、立地する企業が、規則で定める業種のうち、市長が特に指定する業種である場合には、認定 の対象とする。	2 前項第1号イ及びウ又は同項第2号イの規定にかかわらず、立地する企業が、規則で定める業種のうち、市長が特に指定する業種である場合には、奨励措置の対象とする。
(便宜供与)	(便宜供与)
第5条 市長は、認定企業に対して、奨励金又は助成金の交付のほか、企業の立地を促進するための援助、協力、あっせんその他の便宜を供与することができる。	第5条 市長は、奨励金又は助成金の交付のほか、企業の立地を促進するための援助、協力、あっせんその他の便宜を供与することができる。
(認定手続)	(指定手続)
第6条 奨励金又は助成金の交付を受けようとする企業は、第3条に規定する対象企業に該当する旨の認定を受けなければならない。	第6条 奨励措置 を受けようとする企業は、第3条に規定する対象企業に該当する旨の指定を受けなければならない。
2 前項の認定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。申請した内容を変更しようとするときも、同様と	2 前項の指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。申請した内容を変更しようとするときも、同様と

する。 (承継人) 第7条 認定____は、相続、合併又は譲渡の理由によりこれを受ける者に変更を生じた場合においては、当該事業が継続される場合に限り、その事業の承継人に承継されるものとする。 (認定____の取消し) 第8条 市長は、認定企業____が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定____を取り消すことができる。 (1) 認定計画に従って立地を実施していないとき。 (2)～(5) [略] (財産処分の制限) 第9条 奨励金又は助成金の交付を受けた認定企業は、交付の対象となつた投下固定資本の全部又は一部を奨励金又は助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、奨励金又は助成金の交付後7年を経過した場合は、この限りでない。 (奨励金又は助成金の返還) 第10条 市長は、第8条の規定により認定____を取り消した場合その他の各号のいずれかに該当する場合____は、当該企業から期限を定めて当該交付した奨励金又は助成金の全部又は一部を返還させることができる。 (1) 偽りその他の不正の手段により、奨励金又は助成金の交付を受けたとき。 (2) 奨励金又は助成金を他の目的に使用したとき。 (3) 奨励金又は助成金の交付後7年以内に正当な理由なく、事業を休止し、	する。 (承継人) 第7条 奨励措置は、相続、合併又は譲渡の理由によりこれを受ける者に変更を生じた場合においては、当該事業が継続される場合に限り、その事業の承継人に承継されるものとする。<u>この場合において、当該承継人は、事業を承継した日から60日以内に市長に届け出なければならない。</u> (奨励措置の取消し) 第8条 市長は、奨励措置を受けた企業が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨励措置の決定を取り消すことができる。 (1) 事業を休止し、又は廃止したとき (2)～(5) [略] (奨励金又は助成金の返還) 第9条 市長は、前条の規定により奨励措置を取り消した場合において、既に交付した奨励金又は助成金があるときは、当該企業から期限を定めて当該交付した奨励金又は助成金の全部又は一部を返還させることができる。
---	--

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。) 又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、<u>2年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。) の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校 これに相当する課程を修めて卒業した後 において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 、<u>5年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校</u> <u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(8) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づき大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (9) <u>外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を</u> <u>それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(6) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として<u>上水道及び工業用水道</u>を選択した者に限る。)であって、<u>6年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>	(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として<u>上水道及び工業用水道</u>を選択した者に限る。)であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (9) 安来市水道事業(旧簡易水道事業を含む。)の職員として、<u>5年以上水道事業に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者)については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者
(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者</u>については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) <u>5年以上</u> <u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程 <u>並びにこれらに相当する課程</u> <u>以外</u>の課程 <u>を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)</u>後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程 <u>又は前号に規定する課程</u> <u>に相当する課程</u> <u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) [略] (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	(3) <u>10年以上</u> <u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外</u>の<u>学科目</u>を修めて卒業した 後、同条第1号に規定する学校の卒業者について5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上 <u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号 <u>に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) [略]
---	---

(改正部分)

		改 正 後	改 正 前
(補償基礎額)	(補償基礎額)		
第5条 〔略〕	第5条 〔略〕		
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。		
(1) 〔略〕	(1) 〔略〕		
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した事による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,700円</u> とする。	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した事による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,100円</u> とする。		
3 次の各号のいずれかに該当するもので、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号	3 次の各号のいずれかに該当するもので、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号		
に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人	に該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人		

つき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって、補償基礎額とする。

(1)～(6)〔略〕

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 (第5条関係)
補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	円 11,300	円 12,100	円 12,900
部長・班長及び団員	円 9,700	円 10,500	円 11,300

備考〔略〕

つき333円を、それぞれ加算して得た額をもって、補償基礎額とする。

(1)～(6)〔略〕

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 (第5条関係)
補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	円 10,800	円 11,650	円 12,500
部長・班長及び団員	円 9,100	円 9,950	円 10,800

備考〔略〕

(改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係) 退職報償金支給額表		別表(第2条関係) 退職報償金支給額表	
階級	勤務年数	階級	勤務年数
	5年以上10年未満 10年以上15年未満 15年以上20年未満 20年以上25年未満 25年以上30年未満 30年以上35年未満 35年以上		5年以上10年未満 10年以上15年未満 15年以上20年未満 20年以上25年未満 25年以上30年未満 30年以上
団長	円 979,000	団長	円 979,000
副団長	円 909,000	副団長	円 909,000
分団長	円 849,000	分団長	円 849,000
副分団長	円 809,000	副分団長	円 809,000
部長及び班長	円 734,000	部長及び班長	円 734,000
団員	円 689,000	団員	円 689,000

変	更	後
9 教育の振興 (1) 現況と問題点 〔略〕 【公民館・図書館・地域集会所】 社会の成熟化に伴う価値観の多様化、余暇時間の増加などの要因により、コミュニティの重要性や生涯学習への関心が高まり、その受け皿となる地区交流センターや図書館、地域集会所などの施設・機能の充実が求められている。 本市における交流センターの設置状況を見ると、地区別に配置されてコミュニティ活動の拠点となり、生涯学習の推進や地域活性化のための活動を展開している。これらの施設については、老朽化が顕著で活動に支障をきたしている館もあり、全面的な改修を見据えた部分改装などの必要性が生じている。地域の集会所や生涯学習活動の拠点、さらに地域課題の解決に向けた拠点としての役割が期待されており、様々な機能を発揮して、地域住民と行政との連携を高める場として、地域に密着した施設として整備を図る必要がある。 また、図書館については、読書や様々な調査・研究、日常生活を営むための情報取得活動などを支援するために、図書館資料の収集や施設整備を進める必要がある。 さらに、地域集会所については、社会環境の変化や過疎化、高齢化などにより集落の維持が困難になりつつある中、地域コミュニティの維持や、地域の諸問題解消のため、地域に密着した集会所整備の支援を図る必要がある。 〔略〕 (2) その対策 〔略〕 【公民館・図書館・地域集会所】 住民の生涯学習意欲を増進し、共助の地域づくりへの積極参加を促すため、		
9 教育の振興 (1) 現況と問題点 〔略〕 【公民館・地域集会所】 社会の成熟化に伴う価値観の多様化、余暇時間の増加などの要因により、コミュニティの重要性や生涯学習への関心が高まり、その受け皿となる地区交流センターや地域集会所などの施設・機能の充実が求められている。 本市における交流センターの設置状況を見ると、地区別に配置されてコミュニティ活動の拠点となり、生涯学習の推進や地域活性化のための活動を展開している。これらの施設については、老朽化が顕著で活動に支障をきたしている館もあり、全面的な改修を見据えた部分改装などの必要性が生じている。地域の集会所や生涯学習活動の拠点、さらに地域課題の解決に向けた拠点としての役割が期待されており、様々な機能を発揮して、地域住民と行政との連携を高める場として、地域に密着した施設として整備を図る必要がある。 さらに、地域集会所については、社会環境の変化や過疎化、高齢化などにより集落の維持が困難になりつつある中、地域コミュニティの維持や、地域の諸問題解消のため、地域に密着した集会所整備の支援を図る必要がある。 〔略〕 (2) その対策 〔略〕 【公民館・地域集会所】 住民の生涯学習意欲を増進し、共助の地域づくりへの積極参加を促すため、		

地域の課題や地域づくりのための学習・研修などを行い、地域の集会所や地域活動の拠点として地区交流センターを位置づけ、老朽化が著しいところなどを中心に改修整備を進めていく。また、地域の課題の解決や活性化に向けて住民との協働を実践し、特色ある地域づくりを推進する。

図書館については、市民の教育と文化の発展に寄与するため、適宜施設整備を進めるとともに、市民の生涯学習を活性化するための取り組みを推進する。

地域集会所の整備については、市単独の補助制度を活用し、集落における拠点性を高めるための整備を支援する。

〔略〕

(3) 計画
事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	〔略〕			
	地区交流センター施設改修事業	地区交流センターの改修を行う。	市	
	市立図書館改修事業	雨漏解消のため、老朽化した外壁の改修を行う。	市	
〔略〕				

地域の課題や地域づくりのための学習・研修などを行い、地域の集会所や地域活動の拠点として地区交流センターを位置づけ、老朽化が著しいところなどを中心に改修整備を進めていく。また、地域の課題の解決や活性化に向けて住民との協働を実践し、特色ある地域づくりを推進する。

地域集会所の整備については、市単独の補助制度を活用し、集落における拠点性を高めるための整備を支援する。

〔略〕

(3) 計画
事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	〔略〕			
	地区交流センター施設改修事業	地区交流センターの改修を行う。	市	
	市立図書館改修事業	雨漏解消のため、老朽化した外壁の改修を行う。	市	
〔略〕				

議第50号

市道路線の認定について

議第51号

市道路線の変更について

説明資料

建設部土木建設課

凡 例

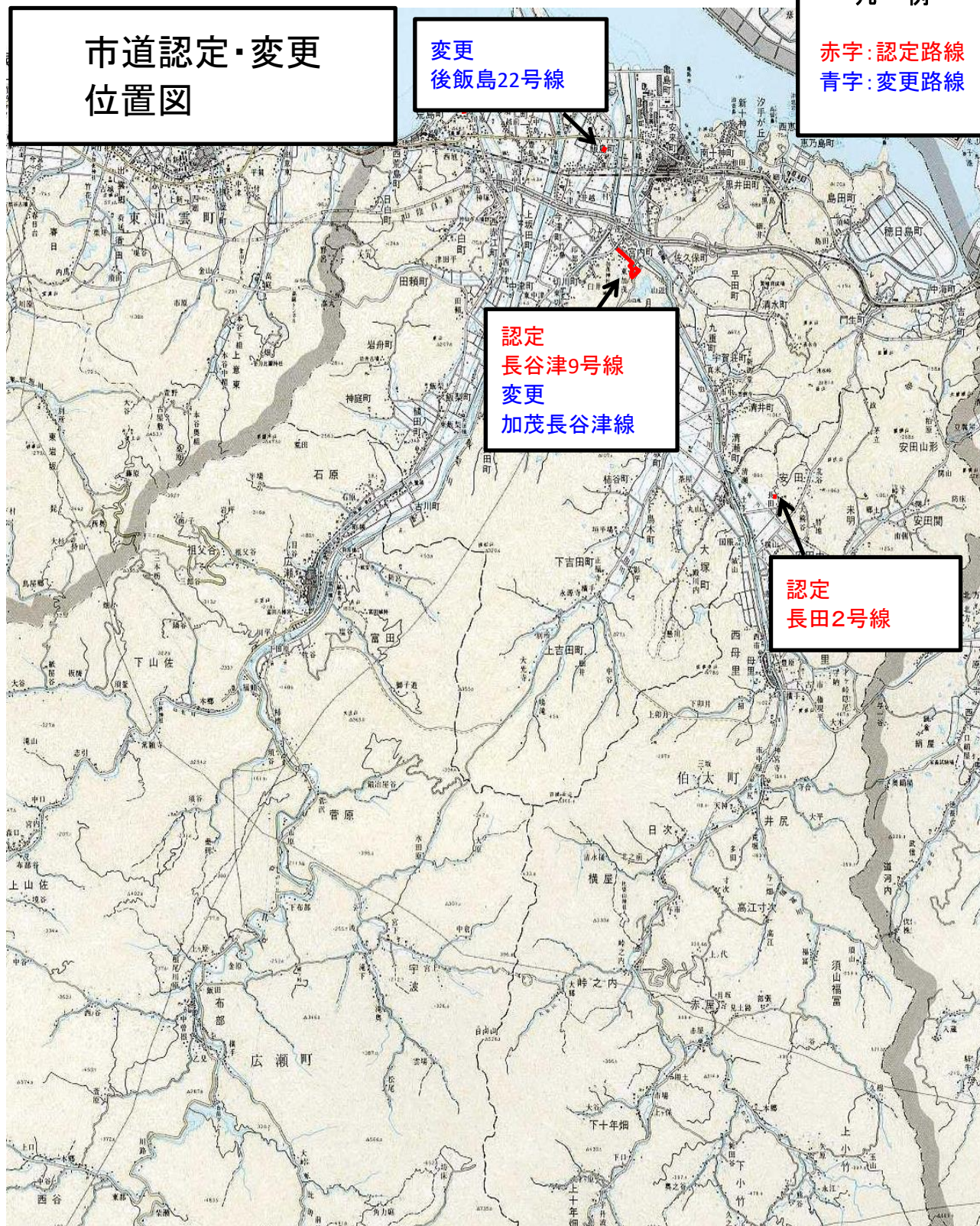
赤字: 認定路線
青字: 変更路線

市道認定・変更
位置図

変更
後飯島22号線

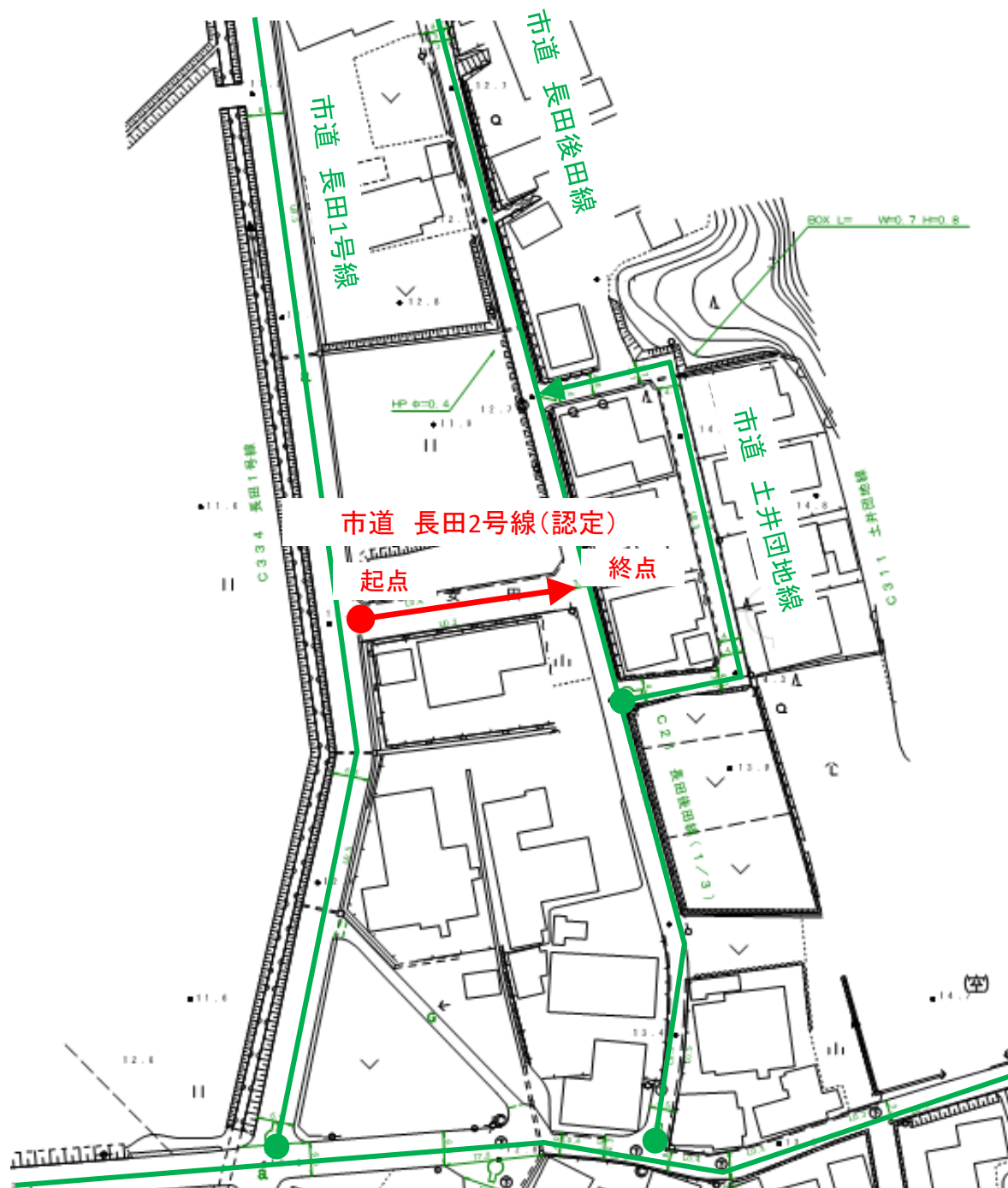
認定
長谷津9号線
変更
加茂長谷津線

認定
長田2号線



議第50号

市道路線の認定について 説明資料
建設部土木建設課



【認定】

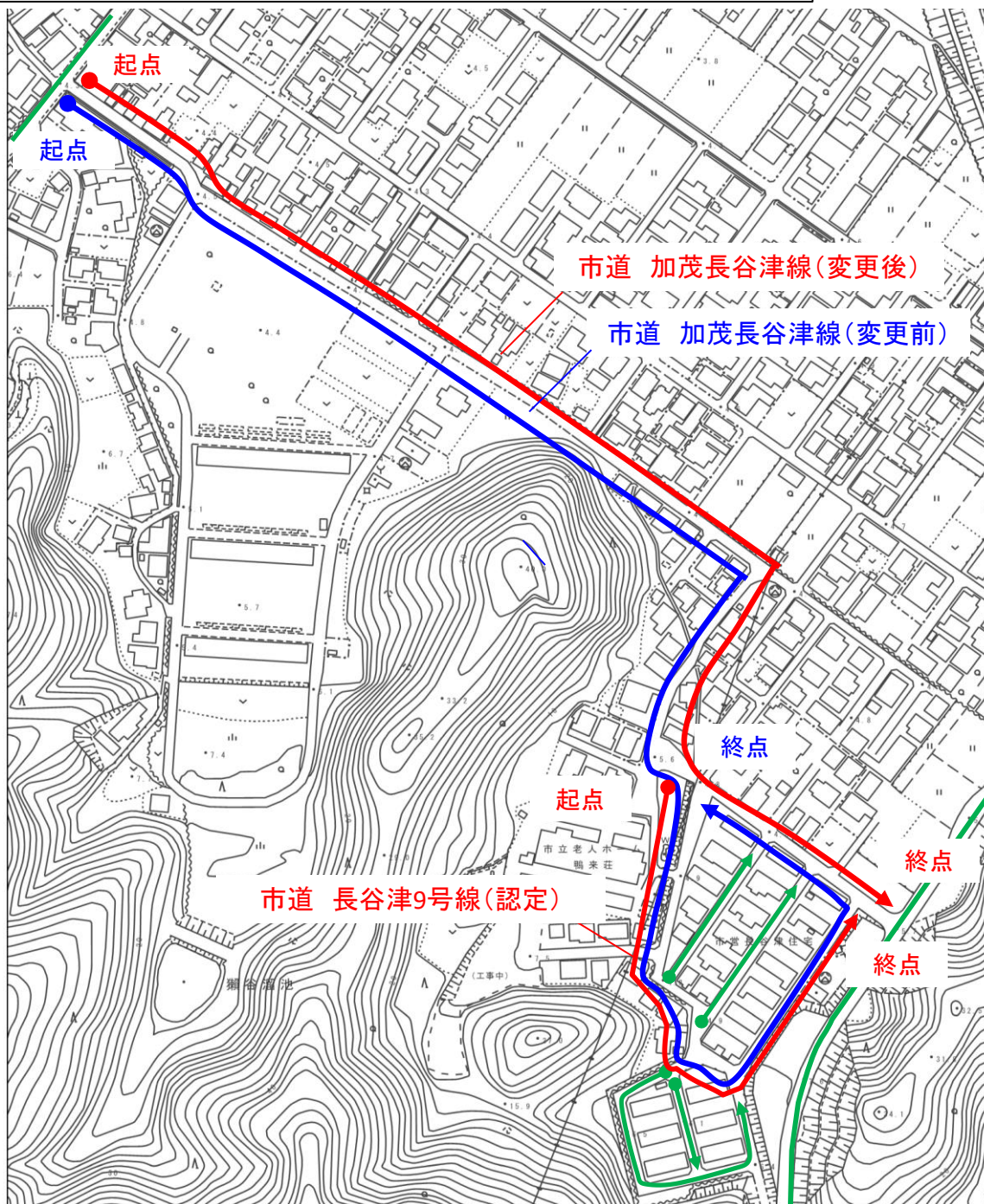
路線番号	路線名	延長	幅員
C335	長田2号線	37.3メートル	7.23メートル

議第50号

市道路線の認定について

議第51号

市道路線の変更について 説明資料
建設部土木建設課



【認定】

路線番号	路線名	延長	幅員
A3287	長谷津9号線	252.1メートル	6.66メートル

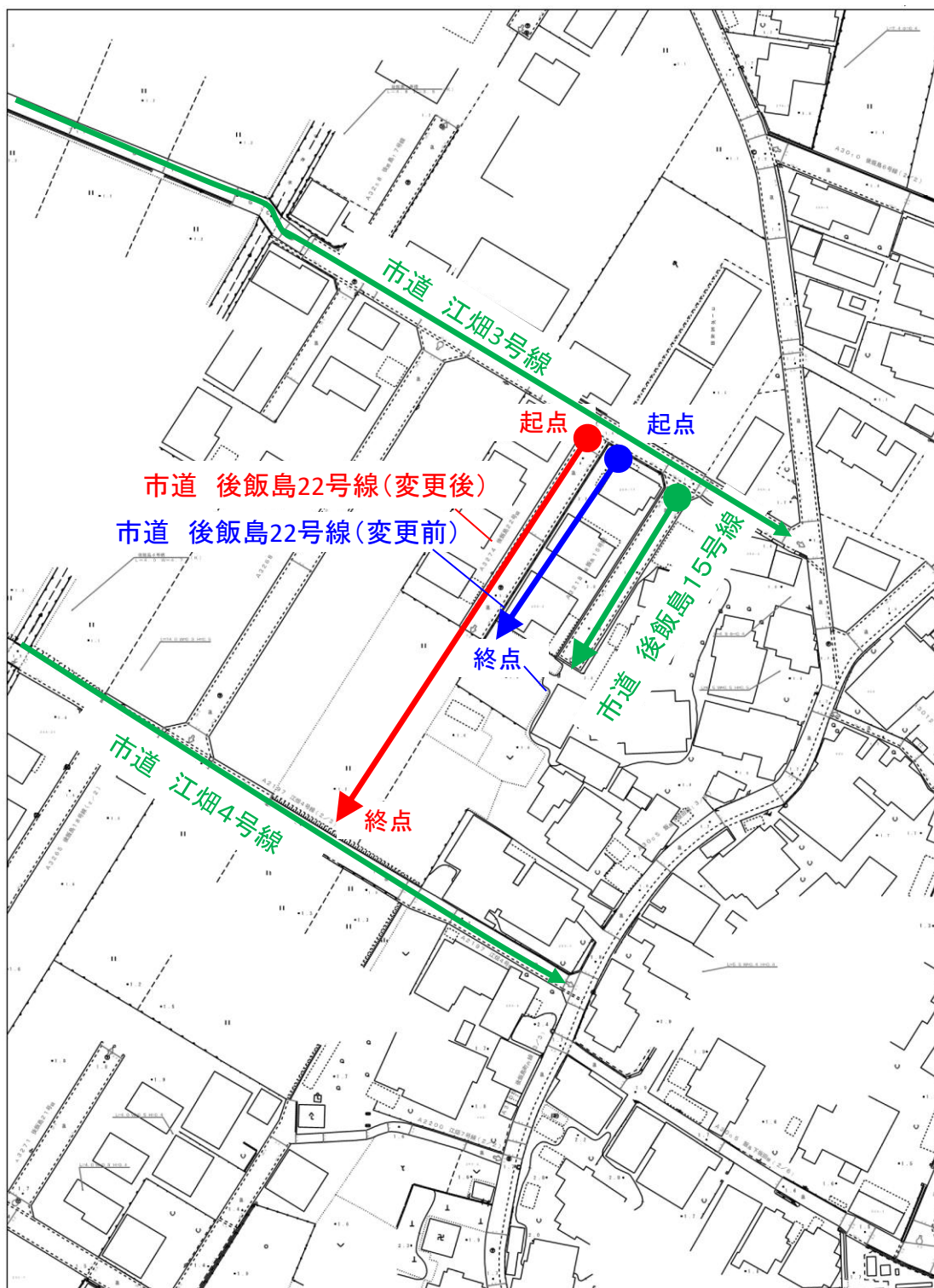
【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A3048	加茂長谷津線	988.2メートル	6.22メートル
A3048	加茂長谷津線	755.1メートル	6.70メートル

議第51号

市道路線の変更について 説明資料

建設部土木建設課



【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A3274	後飯島22号線	52.6メートル	6.12メートル
A3274	後飯島22号線	106.4メートル	6.12メートル